

寒川町審議会等の会議の公開に関する規則新旧対照表

現行	改正案
～略～	～略～
(議事録の作成等)	(議事録の作成等)
第8条 (略)	第8条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 <u>公開した会議については、確定した議事録の写し及び会議資料の写しの次に掲げる場所</u> _____ <u>への備え付け及び町ホームページへの掲載により速やかに公表し、当該会議の開催日の属する年度</u>	3 <u>審議会等は、議事録等(確定した議事録の写し及び会議資料の写しをいう。以下同じ。)</u> を寒川文書館への備え付け及び町ホームページへの掲載により速やかに公表するものとし、寒川文書館への備え付けにあつては、 <u>会議開催年度(会議の開催日の属する年度をいう。以下同じ。)</u> の終了後1年間、町ホームページへの掲載にあつては、 <u>会議開催年度の終了後5年間</u> 、町民の閲覧に供するものとする。
_____の 終了後5年間、町民の閲覧に供するものとする。	(削る)
(1) <u>寒川町役場情報公開コーナー及び当該審議会等を所管する課等</u>	(削る)
(2) <u>寒川町民センター</u>	(削る)
(3) <u>寒川町民センター分室</u>	(削る)
(4) <u>寒川町北部文化福祉会館</u>	(削る)
(5) <u>寒川町南部文化福祉会館</u>	(削る)
(6) <u>寒川総合図書館</u>	(削る)
(7) <u>寒川文書館</u>	(削る)
4 <u>審議会等は、会議の全部又は一部を非公開とした場合においても、前項の規定に準じて議事録を公表するものとする。ただし、非公開情報は、公表しないものとする。</u>	4 <u>審議会等は、その全部又は一部を非公開とした会議の議事録等を前項の規定により公表するときは</u> _____、非公開情報は、公表しないものとする。
(運用状況の報告及び公表)	(運用状況の報告及び公表)
第9条 (略)	第9条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 町長は、_____第1項の規定により報告された審議会等の会議の公開に関する運用状況を取りまとめ、公表する	3 町長は、 <u>運用状況報告(第1項の規定により報告された審議会等の会議の公開に関する運用状況を取りまとめたものをいう。次条において同じ。)</u> を寒川文書館への備え付け並びに広報及び町ホームページへの掲載により公表するものとし、寒川文書館への備え付けにあつては、 <u>会議開催年度の終了後1年間</u> 、町

<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____ものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 <u>第3項の規定による公表は、広報への掲載、町ホームページへの掲載及び町施設へ備え置く方法により行うものとする。この場合において、町ホームページへの掲載及び町施設へ備え置く期間は、報告の対象となった年度の終了後5年間とする。</u></p> <p>6 <u>前項に規定する町施設は、第5条第2項各号に掲げる施設とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(加える)</u></p> <p><u>第10条</u> (略)</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>	<p><u>ホームページへの掲載にあつては、会議開催年度の終了後5年間、町民の閲覧に供するものとする。</u></p> <p>4 (略)</p> <p style="text-align: right;"><u>(削る)</u></p> <p style="text-align: right;"><u>(削る)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(行政資料化)</u></p> <p><u>第10条 第8条第3項の規定により備え付けられた議事録等及び前条第3項の規定により備え付けられた運用状況報告は、当該各項に規定する期間を経過した後は、別に定めるところにより寒川文書館において行政資料として町民の閲覧に供するものとする。</u></p> <p><u>第11条</u> (略)</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、平成30年4月1日から施行する。</u></p>
---	---